

盛岡市職員給与支給条例等の一部改正について

令和3年11月29日

総務部

I 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）、盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）及び盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）の一部改正について

1 提案理由

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに県の状況等を勘案し、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。

ア 再任用職員以外

区分	現行	改定（3年度）	改定（4年度以降）
6月期	1.30	1.30	1.225
12月期	1.30	1.15	1.225
合計	2.60	2.45	2.45

イ 再任用職員

区分	現行	改定（3年度）	改定（4年度以降）
6月期	0.725	0.725	0.675
12月期	0.725	0.625	0.675
合計	1.45	1.35	1.35

(2) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。

区分	現行	改定（3年度）	改定（4年度以降）
6月期	1.675	1.675	1.625
12月期	1.675	1.575	1.625
合計	3.35	3.25	3.25

(3) 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。

区分	現行	改定（4年度以降）
6月期	1.30	1.225
12月期	1.30	1.225
合計	2.60	2.45

### 3 施行期日

- (1) 令和3年度の支給割合改定に係る部分 令和3年12月1日
- (2) 令和4年度以降の支給割合改定に係る部分 令和4年4月1日

## II 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部改正について

### 1 提案理由

県の状況等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

### 2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。

区分	現行	改定（3年度）	改定（4年度以降）
6月期	1.675	1.675	1.625
12月期	1.675	1.575	1.625
合計	3.35	3.25	3.25

### 3 施行期日

- (1) 令和3年度の支給割合改定に係る部分 令和3年12月1日
- (2) 令和4年度以降の支給割合改定に係る部分 令和4年4月1日

## III 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部改正について

### 1 提案理由

県の状況等を勘案し、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

### 2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。

区分	現行	改定（3年度）	改定（4年度以降）
6月期	1.675	1.675	1.625
12月期	1.675	1.575	1.625
合計	3.35	3.25	3.25

### 3 施行期日

- (1) 令和3年度の支給割合改定に係る部分 令和3年12月1日
- (2) 令和4年度以降の支給割合改定に係る部分 令和4年4月1日